

# ポイント計算表

## 学術研究分野

学歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
職歴 (実務経験) <small>※ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育に係る実務経験に限る</small>	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年収	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は別紙2-②。	40
		10
年齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス①	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス② [研究実績]	詳細は別紙2-③参照	15
ボーナス③	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス④	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
<b>合格点</b>		<b>70</b>

## 高度専門・技術分野

学歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職歴 (実務経験) <small>※ 従事しようとする業務に係る実務経験に限る</small>	10年～	20
	7年～	15
	5年～ 3年～	10 5
年収	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は別紙2-②。	40
		10
年齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス①	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス②	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス③	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
ボーナス④ [資格]	職務に関連する資格の保有(1つにつき5点)	10
ボーナス⑤ [研究実績]	詳細は別紙2-③参照	15
<b>合格点</b>		<b>70</b>

## 経営・管理分野

学歴	博士号又は修士号取得者	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職歴 (実務経験) <small>※事業の経営又は管理に係るものに限る</small>	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
	3年～	10
年収	3000万円～	50
	2500万円～	40
	2000万円～	30
	1500万円～ 1000万円～	20 10
ボーナス①	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス② [地位]	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ボーナス③	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス④	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
<b>合格点</b>		<b>70</b>

年収は左欄の区分に応じ、右欄に掲げる金額以上であること

年齢区分	年収最低基準
～30歳未満	340万円
30歳以上35歳未満	440万円
35歳以上40歳未満	500万円
40歳以上	600万円

(注)例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける550点以上の得点

学術研究分野及び高度専門・技術分野の年収ポイント

年収 \ 年齢	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

## 研究実績に係るポイント評価

研 究 実 績 ( 1 5 点 まで )	特許の発明 1件～	15
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	15
	研究論文の実績については、 我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任著者であるものに限る。）が3本以上で15点を付与。	15
	上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合（上記データベースで確認できない雑誌への論文掲載、著名な賞の受賞歴等）、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイント付与の適否を判断。	15